

平成28年度に実施した個別指導に
おいて保険医療機関（歯科）に改善
を求めた主な指摘事項

目 次

| | | |
|----|------------|---|
| I | 診療に係る事項 | |
| 1 | 診療録等 | 1 |
| 2 | 基本診療料等 | 2 |
| 3 | 医学管理等 | 2 |
| 4 | 在宅医療 | 3 |
| 5 | 検査 | 4 |
| 6 | 画像診断 | 4 |
| 7 | 投薬等 | 5 |
| 8 | リハビリテーション | 5 |
| 9 | 歯周治療 | 5 |
| 10 | 処置等 | 6 |
| 11 | 手術 | 7 |
| 12 | 歯冠修復及び欠損補綴 | 7 |
| II | 請求事務等に係る事項 | |
| 1 | 診療報酬請求 | 8 |
| 2 | 一部負担金等 | 9 |
| 3 | その他 | 9 |

【凡例】

文中の記号については、それぞれ下記の内容を示している。

- ◎ 総論的な事項
- 個別内容に関する事項

I 診療に係る事項

1 診療録等

- ◎ 診療録は患者の病状経過等を記録しておく重要なものであり、保険請求の根拠となることを十分に認識し、保険診療に関する必要事項（症状、経過など）は、遅滞なく正確に記載するとともに内容の充実に努めること。
- ◎ 保険医は「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等の諸規則を十分に理解し、適正な保険診療に努めること。

診療録等

- 複数の歯科医師が同一患者を担当する場合は、責任の所在を明確にするため、診療の都度、担当した歯科医師が診療録に署名又は記名押印を行うこと。
- やむを得ず口述筆記する場合には、必ず歯科医師が自ら記載内容を確認の上、署名又は記名押印を行うこと。
- パソコン等、OA機器により作成された診療録において、診療を行った保険医は、診療の都度、必ず記載内容を確認し、署名又は記名押印すること。
- 保険診療から保険外診療に移行した場合は、移行した旨を診療録に記載すること。
- 診療録の記載について、次の不適切な事例が認められたので改めること。
 - ・診療行為の手順と異なる記載
 - ・行間を空けた記載、1行の欄への複数行の記載、欄外への記載
 - ・独自の略称の使用
 - ・修正液・修正テープの使用、塗りつぶし
- 診療録第1面の記載事項については適切に記載すること。
 - ・主訴 ・部位 ・傷病名 ・歯式 ・口腔診察の所見等
 - ・開始 ・終了 ・転帰
- 診療録第2面の記載内容については適切に記載し、記載の充実に努めること。
 - ・症状 ・部位 ・診療月日
 - ・所見 ・服薬状況
 - ・医学管理等の内容 ・処置内容 ・指導内容 ・検査結果 ・治療方針
 - ・処置内容 ・手術内容 ・印象材料 ・補綴物等の使用金属名
 - ・使用薬剤名 ・使用保険医療材料名 ・点数 ・一部負担金

歯科技工指示書等

- 歯科技工指示書について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯科技工指示書に記載を要する事項のうち、患者の氏名・設計・製作方法・使用材料・発行した歯科医師の氏名・当該歯科医師の勤務する診療所の所在地・歯科技工所の名称及び所在地・発行年月日の記載がない。

2 基本診療料等

- 歯科診療特別対応加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

3 医学管理等

- ◎ 医学管理料について、保険請求の根拠となるべき具体的記述や、必要事項（管理内容等）の記載が充実していない例が認められたので改めること。また、患者への文書提供が算定要件となっているものについては、患者への文書提供を行うとともに診療録にその写しを添付すること。

歯科疾患管理料

- 歯科疾患管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯科疾患の管理に当たって、歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況、患者の基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況等）、生活習慣の改善目標、口腔内の状態（プラーク及び歯石の付着状況、歯及び歯肉の状態、口腔内の状態の改善状況等）、検査結果等の要点、歯科疾患と全身の健康との関係、治療方針の概要、歯周病に罹患している患者の治療方針等を診療録に記載していない。
 - ・歯周病に罹患している患者に対して、歯周病検査を実施せず管理計画を作成している。
- （歯科疾患管理料）文書提供加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・患者等に文書を提供していない。
 - ・患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

歯科衛生実地指導料

- 歯科衛生実地指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・患者に対する指導内容に係る情報を文書にて提供していない。

- ・提供文書に、指導内容、プラークの付着状況、指導の開始及び終了時刻、保険医療機関名、歯科医師氏名、歯科衛生士の氏名に係る記載がない。
- ・歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。

歯科治療総合医療管理料

- 歯科治療総合医療管理料（I）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・別の保険医療機関（医科）の主病の担当医から歯科治療における総合的医療管理が必要であるとして文書による情報提供を受けていない。

診療情報提供料

- 診療情報提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・交付する文書に必要事項の記載がない。
 - ・交付した文書の写しを診療録に添付していない。
 - ・治療状況の報告を行ったものに対して算定している。

薬剤情報提供料

- 患者に対して、処方した薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する情報を文書により提供していない例が認められたので改めること。

新製有床義歯管理料

- 患者に提供する文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・患者に提供した文書の写しの添付がない。
 - ・欠損の状態・指導内容及び保存・清掃方法・保険医療機関名称・担当歯科医師氏名の記載がない。

4 在宅医療

- ◎ 歯科訪問診療を行うに当たっては、「歯科訪問診療における基本的考え方」（平成16年日本歯科医学会）を参考に適切に行うこと。

歯科訪問診療料

- 歯科訪問診療料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・患者の病状に基づいた訪問診療の計画を策定していない。

- ・訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない。
- ・訪問診療の計画を変更した場合に、診療録に変更の要点を記載していない。
- ・歯科訪問診療を行った場合について、実施時刻（開始時刻と終了時刻）・患者の状態等（急変後の対応の要点を含む）を診療録に記載していない。

歯科診療特別対応加算

- 歯科診療特別対応加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯科診療が著しく困難ではない患者に対して算定している。
 - ・算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

在宅患者等急性歯科疾患対応加算

- 常時訪問先に携行している切削器具及びその周辺装置名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

訪問歯科衛生指導料

- 訪問歯科衛生指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・提供文書に、指導内容・指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）・療養上必要な事項に関する情報・実地指導を行った歯科衛生士等の氏名の記載がない。
 - ・歯科衛生士等に指示した内容・指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）・歯科訪問診療の際の患者の状態の要点等を診療録に記載していない。

5 検査

電氣的根管長測定検査（EMR）

- 検査結果を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

細菌簡易培養検査

- 細菌簡易培養検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・検査結果を診療録に記載していない。

6 画像診断

- ◎ エックス線写真は適切に整理保管すること。
- 画像診断について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影について、診断に係る所見を診療録に記載していない。
 - ・歯科エックス線撮影について、治療に必要な部位が撮影されていない。

7 投薬等

- ◎ 投薬に当たっては、その必要性を十分に考慮した上で、適応、用法、用量等の医薬品医療機器等法上の承認事項を厳守して使用すること。また、治療効果判定を行い、漫然と投与することのないよう留意すること。
- ◎ 処置内容、症状、経過からみて、必要性が判然としない（傾向的、画一的、過剰）投与は行わないこと。また、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認し投薬すること。

8 リハビリテーション

- 歯科口腔リハビリテーション料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・調整方法、調整部位及び指導内容の要点を診療録に記載していない。

9 歯周治療

診断等

- ◎ 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- 診断等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯周病検査の検査結果に基づき、歯周疾患の診断を的確に行っていない。
 - ・治癒の判断、治療計画の修正等を的確に行っていない。
 - ・歯周治療と並行して歯冠修復、ブリッジ、有床義歯に係る補綴治療を行っている。
 - ・歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、歯周治療を終了している。

歯周病検査

- 歯周病検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯周基本検査について、歯周ポケット測定及び動揺度の検査結果を診療録に記載していない。
 - ・歯周精密検査について、4点以上の歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無検査、歯の動揺度及びプラークチャートを用いたプラークの付着状況検査を実施していない。
 - ・歯周基本検査・歯周精密検査について、検査結果を診療録に記載していない又は検査結果がわかる記録を添付していない。
 - ・混合歯列期歯周病検査について、プラークチャートを用いたプラークの付着状況検査、プロービング時の出血の有無検査を実施していない。

歯周基本治療

- 歯周治療について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・検査結果、臨床所見等から判断して必要性が認められないスクレーリング・ルートプレーニング。
 - ・スクレーリングから次の歯周病検査までの間隔が短く、歯科医学的に妥当・適切と言えない。

歯周病安定期治療

- 歯周病安定期治療（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、管理計画書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。

歯周基本治療処置

- 使用した薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

10 処置等

咬合調整

- 歯冠形態修正について、歯冠形態の修正理由及び修正箇所等を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

根管充填

- 実際の根管数に基づかずに、根管充填を含む一連の根管治療を算定している例が認められたので改めること。

加圧根管充填処置

- 加圧根管充填処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・実際の根管数に基づかず算定している。
 - ・気密な根管充填を行っていない。
 - ・加圧根管充填後に気密な状態であることを確認するための歯科エックス線撮影を行っていない。

暫間固定

- 暫間固定について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・エナメルボンドシステム・線結紮法・接着レジンによるワイヤー固定による暫間固定を行っているにもかかわらず、装着料・装着材料料を算定している。

床副子調整

- 調整を行った場合について、調整部位及び調整方法を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

有床義歯床下粘膜調整処置

- 有床義歯床下粘膜調整処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・有床義歯床下粘膜調整を行った後、床裏装又は義歯の新製が行われていない。

機械的歯面清掃処置

- 機械的歯面清掃処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯科疾患管理料を算定していない患者に対して算定している。
 - ・歯科衛生士が実施した機械的歯面清掃処置について、歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。

11 手術

抜歯手術

- 抜歯手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対して骨の開さく又は歯根分離術等を行っていないものについて、難抜歯加算を算定している。

歯根嚢胞摘出手術

- 歯根嚢胞摘出手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯根嚢胞の大きさが歯冠大を満たしていないにもかかわらず「1 歯冠大のもの」を算定している。

口腔内消炎手術

- 口腔内消炎手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

12 歯冠修復及び欠損補綴

補綴時診断料

- ◎ 補綴時診断料について、製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

クラウン・ブリッジ維持管理料

- クラウン・ブリッジ維持管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・提供文書の写しを診療録に添付していない。
 - ・クラウン・ブリッジ維持管理に係る文書に必要事項の記載がない。(保険医療機関名・装着日・クラウン・ブリッジ維持管理の趣旨・補綴部位)

有床義歯修理

- 有床義歯修理について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・有床義歯の床修理について、破折部位、修理内容等を診療録に記載していない。

II 請求事務等に係る事項

1 診療報酬請求

- ◎ 診療報酬請求書は、提出前に必ず歯科医師自ら診療録と突合し確認のうえ提出すること。
- 診療録と診療報酬明細書の間で、診療内容・診療部位・傷病名・診療開始年月日・所定点数・合計点数・歯科訪問診療に係る訪問先名について不一致が認められたので、照合・確認を十分に行った上で適正な保険請求を行うこと。
- 独自の略称による記載の例が認められたので改めること。

届出事項

- 保険医療機関の届出事項に変更があった場合は、速やかに東海北陸厚生局長に届け出ること。(診療科目・診療時間・診療日・休診日・保険医の異動)
- 保険外併用療養費に関する費用を定めた場合又は変更した場合は、速やかに東海北陸厚生局長に報告すること。(金属床による総義歯の提供、う蝕に罹患している患者の指導管理)

院内掲示

- 掲示について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・明細書の発行状況に関する事項の掲示がない。
- 厚生労働大臣が定める掲示事項について、適切に行うこと。
 - ・施設基準の届出事項 (CAD/CAM冠・クラウン・ブリッジ維持管理料・歯科口腔リハビリテーション料2・歯科技工加算1及び2)
 - ・金属床による総義歯の提供に関する事項

- ・ う蝕に罹患している患者の指導管理に関する事項

2 一部負担金等

一部負担金

- 一部負担金について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 計算誤り又は未徴収。
 - ・ 診療録と日計表間の不一致。

3 その他

領収証等の発行

- 領収証の発行について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 領収証の交付を行っていない。
 - ・ 個別の費用ごとに区分した明細書を発行していない。